

エコまちステーション だより

移動式拠点回収のご案内

身近な場所で資源物、有害・危険ごみを回収

日時 9月7日(土) 9時～11時

場所 鶴山公園(寺町通上立売通上る鶴山町5-2)

※詳細は、チラシ(窓口で配架)やホームページをご覧ください。

☎ 上京エコまちステーション (☎366・0776、1階⑨番窓口)

119番上京消防署です

川やプールでの事故に注意!

夏は川やプールで遊ぶ機会が増え、溺れて救急搬送される事故も多くなります。市内でも、昨年21件の水難事故が発生しています。事故を防ぐために、次の点に注意し、楽しい夏を過ごしましょう。

- 子どもと一緒にプール、川遊びをする際は、目を離さず、大人が必ず付き添う
- 飲酒後や体調不良時には遊泳は行わない
- 天候不良の場合は、レジャーを中止
- ライフジャケットや浮輪を使用

上京消防署
(☎431-1371、FAX414-1999)
〒602-8031 上・釜座通下立売下る

上京消防署

このころは 北部土木事務所です

8月は道路ふれあい月間

道路の役割や大切さを知っていただくため、警察署・消防署・区役所と協働でパトロール等を実施しています。

道路に立て看板や商品を置いたり、自転車を放置したりしていませんか。道路上に障害物があると、車椅子を使用されている方が通行できなかったり、歩行者が転倒したりといった事故につながります。一人一人の心掛けで、道路をより安全に利用しましょう。

☎ 北部土木事務所 (☎492・3111、FAX492・5036)



昨年度のパトロールの様子

上京区地域介護予防推進センター

公園体操のご案内

日時 毎週木曜日 9時30分～10時

場所 名和公園(大宮通中立売上る梨木町193-2)

内容 音楽に合わせて30分程度の簡単な体操

問合せ 上京区地域介護予防推進センター(小川通今出川下る西入東今町京都市小川特別養護老人ホーム内) (☎417・4707)

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

入院や高額な外来受診により高額な自己負担が見込まれる方は、申請により「限度額適用認定証」等を交付しますので、保険証と併せて医療機関にご提示ください。

ア 毎月一つの医療機関における支払額が自己負担限度額までとなります。

イ 入院時の食事が減額されます(市民税非課税世帯の方に限ります)。

※70歳未満の方で保険料を滞納している場合、交付が受けられない場合があります。また、70歳以上の方は、所得状況によって申請が不要場合があります。

☎ 保険年金課(保険給付・年金担当) (☎441・5138、1階⑦番窓口)

区社協通信 手話講座

日常生活で使える手話を、聴覚に障がいのある方と一緒に楽しく学びましょう。

日時 9月3日(火)、10日(火) いずれも19時～20時30分

場所 上京区社会福祉協議会2階(堀川通中立売西入一筋目下る)

費用 200円(テキスト代)

申込み 8月27日(火)までに、電話又はFAXにて氏名(ふりがな)、郵便番号・住所、電話番号をお伝えください。

※定員20名(先着順)、どなたでもご参加できます。

☎ 上京区社会福祉協議会 (☎432・61665、FAX432・61666)

国民年金からのお知らせ

年金生活者支援給付金

所得が一定以下の年金受給者に対して、12月から「年金生活者支援給付金(以下、「給付金」)が支給されます。

給付金を受け取るには請求が必要です。対象者には、9月に日本年金機構からはがき形式の請求書が送付されます。必要事項を記入のうえ日本年金機構あてに郵送してください。請求が遅れると給付金を受給できない月が生じるおそれがありますのでご注意ください。

☎ 日本年金機構ねんきんダイヤル (☎0570・051165)

現況届等の提出をお忘れなく

下表手当を受給中の方は、指定期間中に届出をしてください。正当な理由なく届出がない場合、8月分以降の支給が受けられなくなります。

手当の名称	必要な届出提出期限	提出先・問合せ
児童扶養手当	現況届 9月2日(月)	子どもはぐくみ室(子育て推進担当) (☎441-5119、3階⑫番窓口)
特別児童扶養手当	所得状況届 9月11日(水)	障害保健福祉課 (☎441-5121、3階⑬番窓口)
特別障害者手当		
障害児福祉手当	現況届 9月11日(水)	
経過的福祉手当		
外国籍市民重度障害者特別給付金		

市の福祉医療制度のお知らせ

市内在住で医療保険加入者を対象に医療費等の自己負担を軽減する制度を実施しています。制度の適用を受けるには申請が必要です。

京都市 福祉医療制度

制度	対象者	申請・問合せ
ひとり親家庭等医療	次のいずれかに該当する方 (1)生計を一にする父又は母のない18歳到達後最初の3月31日までにいる児童 (2)(1)の児童と生計を一にする母又は父 (3)両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	子どもはぐくみ室(子育て推進担当) (☎441-5119、3階⑫番窓口)
重度心身障害者医療	次のいずれかに該当する方 (1)1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方 (2)IQが35以下の方 (3)身体障害者手帳3級を持ちIQが50以下の方	障害保健福祉課 (☎441-5121、3階⑬番窓口)
重度障害老人健康管理費		保険年金課(保険給付・年金担当) (☎441-5138、1階⑦番窓口)
老人医療	65歳以上70歳未満で、次の(1)又は(2)の方(誕生日が昭和25年8月2日以降の方は(1)のみ) (1)所得税が課税されていない世帯 (2)寝たきりや一人暮らし、もしくは同居者が全員60歳以上、18歳未満又は一定の障害がある方の世帯	健康長寿推進課(高齢介護保険担当) (☎441-5106、2階⑮番窓口)

※申請には健康保険証、印かんをお持ちください。制度により身体障害者手帳、戸籍謄本等が必要となります。入院時の食事代及び居住費等は支給の対象となりません。
※所得制限あり。
※老人医療は一部負担金の支払いが必要。